

令和2年12月定例会 特別委員会の記録

避難地域復興・創生等対策特別委員会

委員会は、付議事件1「避難地域復興・創生等対策について」のうち、調査事項(3)「復興・創生の推進等について」調査内容①「避難者の生活再建・帰還環境の整備」及び②「事業者・農林漁業者の再建」の主要事業等の進捗状況について、執行部から説明を受けるとともに、審議を行った。

付議事件	
1	避難地域復興・創生等対策について
2	上記1に関連する事項
調査事項及び調査内容	
1	<u>避難地域復興・創生等対策について</u>
(1)	原発事故収束及び環境回復対策について
①	廃炉・汚染水・ALPS処理水対策の推進
②	除染等の推進
③	廃棄物等の処理
(2)	風評払拭対策について
①	風評払拭・風化対策の推進
(3)	<u>復興・創生の推進等について</u>
①	<u>避難者の生活再建・帰還環境の整備</u>
②	<u>事業者・農林漁業者の再建</u>
③	福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業振興と人材育成
④	復興・創生期間後の施策

委員長名	青木稔
委員会開催日	令和2年12月15日(月)
所属委員	[副委員長] 橋本徹 江花圭司 [理事] 神山悦子 渡部優生 [委員] 瓜生信一郎 吉田栄光 高野光二 遊佐久男 先崎温容 伊藤達也 佐藤郁雄 渡辺康平



青木稔委員長

(12月15日(火))

神山悦子委員

説明資料10ページの避難市町村生活再建支援事業に関連して、双葉町、大熊町を除いた帰還困難区域からの避難者に対する応急仮設住宅の供与期間は今年の3月末で終了したが、浪江町から二本松市の復興公営住宅に避難している高齢者2人が倒れているのが発見された。救急車で搬送され、1人は栄養失調とのことであった。また、二本松市の別の復興公営住宅でこの12月初めに死後6日後に発見される2人の孤独死があった。コロナ禍で大変だとは思いますが、避難者の見回り体制、支援体制についての考えを聞く。

生活拠点課長

社会福祉協議会の生活支援相談員、復興公営住宅を管理する指定管理者、本課事業で配置するコミュニティ交流員等関係者が孤独死の防止を含めた地域の見守り体制について協議し、強化を図っている。

神山悦子委員

地域の見守りとはどのような意味か。

生活拠点課長

復興公営住宅ごとに入居者間の交流活動を支援するのがコミュニティ交流員だが、復興公営住宅の管理を担う指定管理者及び社会福祉協議会の生活支援相談員と協力して見守り体制を強化しているとの意味である。

神山悦子委員

そのような体制について承知しているが、改めて高齢者の孤独死やたまたま発見されて救急車で搬送される事態を考えれば、見守り体制がどうなのかももう一度考えるべきである。社会福祉協議会の活動員による戸別訪問はコロナ禍で困難との話があり、どのように避難者の安否を確認するのかをもっと深く論議し検討する必要があるのではないか。これからますます寒い時期となるが、一人暮らしの男性が栄養失調となり、十分な食事が取れていなかったことを踏まえれば、福祉部門をはじめもっと丁寧な対応が必要であると感じた。

自治会長によれば本人の姿が何日も見えず、心配して部屋に入ると亡くなっていたとのことであった。コミュニティ交流員は恐らく交流イベントの企画が主と思われ、それはそれで必要だが毎日ではなく、土木部による管理は通常の県営住宅の管理である。そうではなく、いかに避難者に寄り添うかとの観点から、このような事例を契機とし社会福祉協議会の職員を含め県として見守り体制の人員を増やす、あるいは何らかの連絡方法を考えるなどの対策が必要と思うが、どうか。

生活拠点課長

8月5日に福島県被災者見守り・相談支援調整会議を開催し、支援対象者から応答がなく安否が確認できない場合は直接出向いてドアインターホン越しの呼びかけを試みる、自治会や近隣住民、関係機関から情報を収集する、水道、ガス、電気メーターにより生活状況を確認するなどを注意深く行うことで、見守り活動を強化することとされた。

神山悦子委員

入浴中に意識を失ったケースでは、高齢者・障がい者棟の1階で浴室に緊急ブザーが設置されていて、たまたまブザーに触れて音が出たとのことだった。偶然にも隣の棟のベランダで掃除をしていた人がかすかに耳にして救われたが、大体は締め切っていて聞こえないものである。せっきくの緊急ブザーであり、例えば消防署などでキャッチできるようにするなど改善が必要と思うが、どうか。

生活拠点課長

復興公営住宅では、高齢者の入居が想定される1階には緊急ブザーが備え付けられており、外のインターホンからのブザーと灯りの点滅により近隣に知らせる形になっている。孤独死を防ぐ講演会を開催して機運を醸成し、地域の中での見守り体制を強化していきたい。

神山悦子委員

私は今までのやり方では駄目だと思う。これからの冬、部屋は締め切られますますます誰にも聞こえなくなるため、改善が必要である。せっきくの緊急ブザーを消防や近くの行政機関などに何らかの形でつなげる方法を取るべきである。改善を求めるが、孤独死を受けての局長の考えを聞く。

避難地域復興局長

この問題については庁内で様々な部局が関係している。課長説明のとおり緊急ブザーの設置については土木部、復興公営住宅入居者の見守りについては保健福祉部から社会福祉協議会に生活支援相談員を委託し、避難地域復興局ではコミュニティのつながりを支援する観点からコミュニティ交流員を配置している。

先ほど説明した調整会議を積極的に活用して指摘の課題について協議し、今後よりよい方向に導いていきたい。

神山悦子委員

入居者の緊急時対応の整備を含め、復興公営住宅における孤独死を受けての改善を求めておく。

次に、原子力損害賠償についてである。

東京電力はなかなか損害賠償に応じず、ADR（裁判外紛争解決手続）に対しても応じなくなっている。県原子力損害対策協議会に原発事故に伴う損害賠償請求権に関して時効を主張しないことを明記すると答えたとのことだが、明記はいつになるのか。

原子力損害対策課長

県原子力損害対策協議会が12月1日に要望要求活動を実施した中で東京電力の小早川社長から、実質的に時効を援用し請求を断ることはないとの明言とともに、次期総合特別事業計画に明記するとの回答があった。その時期については未定だが、なるべく早くと思っているとのことであった。

神山悦子委員

年度が変わるとまた様々変わる。少なくとも年度内には明記するよう求めるべきと思うが、どうか。

原子力損害対策課長

12月1日の要望要求活動の中で社長から、未定だがなるべく早く行うとの明言があったことから、県としては早急に明記するよう引き続き要望要求活動をしていきたい。

高野光二委員

神山委員の質問に関連して、南相馬市の復興公営住宅においても続けてではないが同じ南町団地で2人が孤独死した。その折も状況を聞いたが、復興公営住宅には横断的に様々な部署が関係しており、孤独死をなくすためには連携が必要とのことであった。それは分かるが、最近誰々の顔が見えないなどは自治会や隣人など身近にいる人たちが一番分かるため、よりの確に孤独死をなくすために、自治会などが管理しやすい状況をいかにしてつくるかが、県の役割として最も重要だと思う。大部分で自治会組織はできていると思うが、それが有効に機能しているのか。ただつければよいのではなく、地域のコミュニケーションが図られ全体の意思決定ができる組織にすべきである。

これまで、そのような視点から協議がされてきたのか。

避難地域復興局次長（避難者支援担当）

孤独死の事例が発生していることを受け、8月の関係機関の調整会議のほか社会福祉協議会と連携し、自治会の役員を務める人を招いて孤独死防止を図る講演会を開催するなど、行政の関係機関のほか自治会組織にもそのような意識を持ってもらうための取組を始めた。引き続き関係団体と連携の下、孤独死の防止に取り組んでいきたい。

高野光二委員

ぜひ、強化するよう願う。

2人目が亡くなった際、復興公営住宅の役員から連絡を受けたが、見回りについては1人目が亡くなった状況とほとんど変わっていないとのことであった。復興公営住宅の居住者の中には高齢者が多く、世話をする人が負担に感じる部分がある。社会福祉協議会においてもこのコロナ禍の中でなかなか訪問ができず、訪問できないため電話をしても電話に出してくれない。このような状況を打開するには、やはり隣人から自治会の役員に状況を確認してもらうのが一番であり、より充実させないと駄目だと思う。そしてその活動がうまく機能するようサポートするのが、社会福祉協議会や県なのだと思う。自治会や管理組織をただつければよいではなく、うまく機能するよう取組を願う。

吉田栄光委員

震災から10年が経過しようとしており、当時70歳の人は80歳となった。復興公営住宅にはどのような人が住んでいてどのような家族関係にあるのか、環境は様々で異なるはずである。したがって、今まで県と地元が一緒になって進めてきた考え方が、10年目以降においてもそのままよいか、住んでいる人が全て享受できるかをこの10年目で確認する必要があると思う。

その上に立って、両委員から指摘があったとおり今後改めるべきは改める必要があると思う。自治会等を含めて役員は高齢になっていくため、その負担は大きくなっていくはずである。そのような観点から今後も同じ考え方で進めることができるのか。できないのであれば、県、市町村、社会福祉協議会を含めて今まで以上の考え方を打ち出していかなければならない。あわせて、財源を含めて国、所管する省庁の理解を得ていかなければならない。10年目で終末を迎える事業や制度はあるが、10年が経過して新たな政策や事業が必要になることもあると思う。孤独死の問題を含めて復興公営住宅に住む人が不安にならない取組について、ぜひ局長を中心に検討願う。

避難地域復興局長

震災から10年が経過する中、応急仮設住宅から復興公営住宅への移行など次のステージに入りつつあるが、避難者の高齢化や孤独化など新たな課題が出てきていると感じる。県としては引き続き11年目、12年目の復興を進めていかなければならない一方、一度立ち止まり、現在どのような課題があるのかを把握して次の11年目以降につなげていく必要がある。

県、市町村、社会福祉協議会を含めた関係団体等との連携による公助の視点のみならず、地域を巻き込む共助の視点を含め様々な検討を重ねて、避難者支援に取り組んでいきたい。

神山悦子委員

農林水産部長説明要旨について、全体の営農再開率が昨年度末で約3割とのことであった。それから半年以上経過して状況は大きく変わっていないと思うが、この状況をどう捉えているか。

また、水産業について、前回確認したところ再開率は15%程度とのことだった。来年4月から段階的に本格操業に移行することだが、改めて今何が課題になっているかを聞く。

また、決算審査特別委員会では会津地方を訪ねたが、会津地方においても放射能の影響で出荷制限がかかっているキノコや山菜がまだまだ多く、内水面漁業についてもまだ出荷制限がかかっている状況で、浜通りの内水面漁業同様大変な状況にあることを実感した。10年経過する中で県内全体がこのような状況にあることからすれば、やはり放射能への対策が求められると思うが、考えを聞く。

農業振興課長

営農再開の進捗状況は3割程度である。避難指示の解除が早かった地域で営農再開は進んでいるが、避難指示は解除されたものの避難先から農業者が戻らず、担い手の確保が課題となっている。

これまでの取組としては、各種補助事業や福島復興加速化交付金などを活用し、特に市町村単位で施設の整備などを進めるとともに、避難先から地元に戻る個別の農業者に対する機械施設等の導入支援に取り組んできた。

今後はそれを面的に広げ、戻ってくる農業者が安心して営農再開を進められるよう実需者と連携して売り先を確保し、生産した農産物は売れる仕組みづくりを進める高付加価値産地構想などの具現化に取り組むなど、今まで相双地方で作付のあったタマネギやブロッコリーなどの品目について市町村を越えた産地化を図り、営農再開の加速化を進めていきたい。

水産課長

海面漁業、沿岸漁業については震災前の14%の生産にとどまっている状況である。県としては現在、モニタリング等に基づく安全の確保を根幹の取組として、資源管理に基づく生産、他産地と差別化を図るための水産エコラベルの取得や高鮮度化などの流通対策、また、常設棚の設置など販路を回復させる取組による消費への対応を総合的に一体的に行うことで、少ない労力で高い収益を目指す「ふくしま型漁業」を目指し進めている。

一方、現時点において生産量自体が14%にとどまり、本県産地から消費地に魚を届ける流通機能が弱体化していること

から、今後、計画的に生産者が増産した魚をしっかりと売り抜いていけるよう流通業者、加工業者への対策にも重点を入れていく。

内水面漁業に対する放射能の影響については、指摘のとおり浜通りだけではなく中通りでは阿武隈川の一部の魚種、また会津地方でも猪苗代周辺の一部の魚種については現在も出荷制限が続いている。現状としては特に会津地方の湖沼等については、出荷制限の指示の解除に向け、安全性の確認を継続する対応を進めている。中通りについては阿武隈川の一部区域で制限が解除されている部分もあり、遊漁の再開に向け漁業協同組合の取組を支援している。浜通りについても、原子力発電所近くの前汚染が残っている地域については難しい部分があるが、檜葉町の木戸川では鮎の遊漁再開に向け、早ければ来年もしくは再来年には解除されるよう現在データを蓄積しており、安全確認ができれば漁業協同組合と連携して遊漁の再開を進めていく。

森林整備課長

森林における放射性物質対策については、放射性物質が地表5cm程度に蓄積されている状況にある。対策として放射性物質が流出しないようふくしま森林再生事業により間伐等を実施することにより下草を生やすこととしている。あわせて放射性物質の流出を抑えるため丸太柵等を実施し、流出防止に努めている。

野生キノコについては森林表層にある放射性物質を吸収しやすい状況にある。なかなか減少しない状況にあるが、モニタリングをしっかりと行い、安全なものを供給していきたい。

神山悦子委員

10年が経過しても安全面の確認などまだまだ気をつけなければならないことに変わりはない。放射性物質については緩めることなくしっかりと計測を続ける必要がある。

キノコ、山菜を含め森林整備については、間伐をはじめ山の手入れをすることで森林の循環が促され、循環を繰り返すことで放射性物質が徐々に減少していくとの話がある。本県は確かに広大な森林面積を有しているが、研究者等と連携し、森林を循環させることによって放射性物質が減少していくことを県が示していくことは非常に大事であると思う。根拠となるデータを継続して収集して対策を講ずることは森林整備に限らない。内水面漁業や水産業においても、本県がこの10年間で蓄積してきた様々なデータを研究者、科学者、専門家の協力を得て分析し、再生に向けた対策につなげるべきと思う。自然減衰はあるかもしれないが、この取組がなければ再生はなかなか難しく、より効果的な対策を進める必要がある。それぞれの分野に改めて求めておく。

説明資料45ページの営農再開に向けた支援については、実際に申請者に支払われるのが遅いとの声を聞くが、計画の策定等を含め手続が煩雑なのではないか。必要な支援が迅速になされるよう書類や手続をもっと簡便にする工夫があつてよいと思うが、どうか。

農業振興課長

農業者の支援事業等については、これから営農を始めるに当たって必要な機械、施設等の導入計画、今後の栽培の見込みなどを含めて必要最低限の書類を提出してもらい審査を行うが、特に個人の申請については件数が多く、事業計画のチェック等に時間を要している。今後もスムーズに手続を進められるよう努めていきたい。

神山悦子委員

申請には最大どのくらいの期間を要するのか。

農業振興課長

個別の農業者の申請については、最低1～2か月程度を要する。

神山悦子委員

最大どのくらいの期間を要するのかを聞いている。

農業振興課長

把握していない。

神山悦子委員

確かに審査は必要だが、何か月も要して時期を逸してはせっかくの事業が役に立たない。最低でも1～2か月を要するということは数か月を要することであり、それでは駄目だと思う。もっと早期に給付がなされるよう手続の在り方を改善するよう求めておく。

営農再開に関連して、飯舘村で実証実験が進められている除染土を再利用した農産物について、安全性が確認されたような報道がなされている。これをどんどん広めてよいのか非常に懸念しているが、どう考えているか。

農林水産部次長（農業支援担当）

長泥地区の実証実験については環境省が中心となって進めており、適宜、県でも情報を得て、現場の動きを把握しているところである。今回の実証実験については、再生土の部分で栽培した場合に実際に放射性物質を吸うか否かを念のため確認するとの位置づけである。この実証実験後は、再生土の上に覆土を設けて栽培を行うことを基本として進める計画になっている。

神山悦子委員

覆土なしで行ってみてどうかの実験であったと理解している。農林水産部としては、覆土をした上で再生利用する方針に変わりはないとの考えでよいか。

農林水産部次長（農業支援担当）

指摘のとおり覆土をして営農に利用することが前提である。今回の実証は、万が一が下に行っても放射性物質を吸わないかを念のため確認するための実験と認識している。

神山悦子委員

食に直結することとして除染土の農業での再利用には極めて慎重を期すべきであり、しっかり測定し、覆土なしで営農を行う方向には行くべきでないと思う。まだ10年しか経過していないため、放射能に対する厳しい安全対策は緩めないよう願う。

江花圭司副委員長

林野庁が公開している出荷自粛、出荷制限がかかっている野生キノコや山菜のリストの中で唯一、猪苗代町1自治体だけが10年間出荷自粛とされているものにネマガリタケがある。このことについては、過日の国会質疑の中で非破壊検査措置で安全が確認でき次第、出荷自粛、出荷制限を解除できるとの答弁があった。

猪苗代町のネマガリタケについては、検体を採取しているのが町の北部である一方、ネマガリタケを缶詰加工しているのは町の南部の地域であり、加工エリアではない地域から検体を採取して加工エリアを含む町全体が制限を受けている。猪苗代町からは請願が提出されるなど10年が経過して一つの自治体だけが出荷自粛になっている状況であり、町の産業が少しでも前に進むようこの部分に関して融通があつてよいと思うが、どうか。

農林水産部次長（森林林業担当）

野生キノコ、山菜の類については様々な出荷制限等がかかっており、猪苗代町産ネマガリタケについては指摘のとおり出荷自粛を要請している状況である。出荷制限の解除に向けては、検体一定数を継続してモニタリング調査し、出荷制限の基準である100Bq/kgを下回る50Bq/kg以下が継続して低下傾向にあることを示すなど条件をクリアした上で国との調整に入ることとされており、これまでも各方部での野生キノコなどの制限解除を進めてきている。

また、モニタリング調査を通じて制限を解除するのと併せて、出荷制限がかかっている状態でもその現物を非破壊検査機器で検査をして安全性が確認されれば出荷を可能とすることについても国と調整をしており、現在、機器の精度等を確認している状況である。

江花圭司副委員長

ここ数年、ネマガリタケがこづゆに入っていないなど観光にも影響する状況にある。引き続きモニタリング調査を継続し、基準を下回り次第、制限解除に向けた国との速やかな調整を願う。

神山悦子委員

避難地域における事業再開の状況について、どのような業種が何割程度再開できているのか。

経営金融課長

被災12市町村等における商工会会員の事業再開状況は、令和2年9月時点で74%弱である。

神山悦子委員

様々な業種があると思うが、主に再開している業種、再開できない業種についてはどうか。

経営金融課長

避難指示解除が早かった広野町や楡葉町ではそれぞれ9割弱、7割弱程度の地元再開となっている。一方、まだ避難指示等が解除されていない大熊町では5%、双葉町では8%程度であり、県内避難先での再開率である60%、50%と比較すると非常に少ない状況である。

神山悦子委員

避難地域の各市町村では、雇用を拡大するため独自に事業者を誘致するなど様々に取り組んでいる。医療体制や商用施設の整備、若い人が戻ってくるための雇用の場の創出はもちろん必要と思うが、県においては、10年が経過して現状の分析と今後の対策をまとめて示す必要があるのではないかと。

まず現状を現状として捉え、今後それを県としてどう考えていくのかがよく見えない。福島相双復興官民合同チーム等が訪問により被災事業者のニーズの聞き取りをしているとのことだが、そのニーズが先端産業過ぎる福島イノベーション・コースト構想などに簡単に結びつくものではないと思う。仕事に関するニーズのみならず日常生活の場としてのニーズもあるはずであり、人が戻ってこない現状を踏まえつつそれぞれの市町村や商工会の意向を十分に汲み取って進めていかなければならないと思う。

様々な課題があると思うが、どのような方針で臨むのか。

経営金融課長

被災事業者に対する支援については、福島相双復興官民合同チームや地元の商工会議所等商工団体が事業者の置かれた個別の状況に応じたハンズオン支援やオーダーメイド的な支援をしている。

県としては、福島イノベーション・コースト構想に関連する再生可能エネルギーや廃炉など新分野における様々な事業を創出することのみならず、各市町村が進める復興拠点の整備や工業団地に産業あるいはインフラを誘致することを含め、それぞれ置かれた状況が異なる市町村において最も効果的な方法で取り組めるよう後押しするとともに、人材派遣を含めて福島相双復興官民合同チームによる取組との連携を図り、12市町村の復興再生に向け全力で取り組んでいきたい。

神山悦子委員

もともとあった商工業や商店の営業再開がなければ日常生活は送れない。今後の10年間に向け、それらをもう少し具体的な形にする県の支援策が必要だと思う。答弁のとおり福島イノベーション・コースト構想はあくまで新たな産業の創出であり、それまであった産業の再開とは異なる。それぞれの市町村の全てが構想に関わるものでもない。県内中小企業に対する県の通常の支援と同様、避難地域市町村にこれまでであった産業に対する支援について、商工会等地元との連携、協議を深め進めてほしい。当然、その際は県外への避難者を含めた住民の意見を聞く必要があり、行政だけで進めることがあってはならない。

日本人委員を含めたICRP（国際放射線防護委員会）においては震災から10年目に当たり、復興を進めるに当たっては住民の声をしっかり聞き、方針決定の場には住民が参加することが重要とされた。このことは様々な分野に言えることであり、被災地における今後の事業再開においてもそのようにすべきと思うが、どうか。

経営金融課長

避難事業者等の声については、商工団体が中心となり地元においてだけでなく避難先に支部等を置き聞いている状況であり、避難先においても避難事業者それぞれの実情を把握し、個別の相談に応じているところである。商工労働部として

住民との直接の対話はなかなかできないが、復興支援の観点から避難先の団地等で避難者の声を集約する活動があると聞く。

県としては、商工団体と連携して避難元のみならず避難先においても事業者の話を聞き、それぞれの実情を把握した上で、補助金等による避難地域での事業再開に向けた支援を含め事業者の置かれた状況に応じた個別のきめ細かな支援に取り組んでいきたい。

瓜生信一郎委員

会津方面の内水面魚種のうち出荷制限がかかっているものは何種類あるのか。

水産課長

猪苗代湖のコイ、フナ、ヤマメ、秋元湖のコイ、フナ、桧原湖のコイ、フナ、ウグイ、イワナ、ヤマメに出荷制限がかかっている。会津地方の湖沼等において出荷制限がかかっている内水面魚種については徐々に数値が下がってきていることが確認できており、安全が確認されたものから速やかに出荷制限指示が解除できるよう県として進めていく。

瓜生信一郎委員

コイやフナのモニタリング調査の結果はどのくらいのレベルなのか。また、桧原湖のワカサギはどうか。

水産課長

今年度の調査では、桧原湖周辺のコイ、フナ、ウグイについては安定して100Bq/kgを下回る状況が確認されており、引き続き検体の確保、出荷制限指示の解除に向けて進めていく。

ワカサギについては、おおむね1年で世代交代する魚種であることから事故直後から出荷制限にはかからず、結氷していない時期や新型コロナウイルス感染症の影響による入場制限などを除けば従来通りの遊漁が可能となっている。

瓜生信一郎委員

これからもしっかりモニタリング調査を行い、できるだけ早期に出荷制限指示が解除できるよう願う。

出荷制限の内水面漁業協同組合の経営に対する影響はどうか。

水産課長

内水面漁業協同組合は遊漁券の販売によって収入を得て、それを財源として魚を放流するなど増殖の義務を負い、また、地域の河川環境の維持に貢献することで県から漁業権の免許を受けている。そのため、遊漁が制限される状況で遊漁収入がない場合においては、増殖事業や漁場環境の維持に対する活動がどうしても手薄になってしまう状況にある。

現在の経営状況としては、漁協間の状況の濃淡はあるが原子力損害賠償の対象となる部分があり、加えて遊漁についても若干戻りつつあることから、厳しい状況ではあるが毎年受ける報告の範囲の中では急に倒れる状況にはないと認識している。ただ、そのような状況の中で非常にぎりぎりのところで経営していることから、新型コロナウイルス感染症対策として内水面漁業における放流の支援についても今回補正により実施した。

瓜生信一郎委員

キノコ生産用原木については会津地方の原木が供給できない状況となり、一時は山形県など隣県から購入して菌茸類を栽培している状況にあった。会津を含めた県内におけるキノコ生産用原木の供給はどのようになっているのか。

農林水産部次長（森林林業担当）

キノコ生産用原木については、100Bq/kgを超えるシイタケが発生しないよう50Bq/kgの基準が設定されている。会津地方の一部には基準を下回り使用できる原木はあるものの会津を含む県内広い範囲で原木としての使用がなかなか難しい現状を踏まえ、シイタケ生産者が安全な原木を調達するための負担に対して支援している。

瓜生信一郎委員

菌茸類の出荷制限解除の見通しについて聞く。

農林水産部次長（森林林業担当）

キノコの出荷制限の解除については継続して何年間かモニタリングを続け、基準値の半分以下の50Bq/kgを下回るこ

とや減少傾向にあることを確認した上で、解除に向けた国との調整を行う流れとなるが、キノコ、山菜については一時期に集中して出てくるため、検体の確保がなかなか難しい実態がある。一方で、非破壊検査機器の検査で100Bq/kgを下回って安全が確認されたものについては出荷を可能とすることを機器の精度の確認を含め現在国と様々な調整を行っているところであり、時期について明言はできないが、そのような方法が取れるよう引き続き取り組んでいく。

吉田栄光委員

震災から10年が経過しようとしている。様々な委員から話があったが、キノコについては安全なものを出荷するのは当然である。ただ、農林水産業を含めて本県生産品の中で逸脱する数字のもの、ND（未検出）でないものが出たとするとそれ以外のものにも影響する。この10年以降はこれまでの10年間の経過を踏まえ、世論に対して県の考えをしっかりと伝えていかなければこの出荷制限の解除は非常に難しいと思う。

農林水産部の取組について、12市町村においては避難指示の解除が進み農業を再開していく状況であるが、今の仕組みではイノシシを含めた鳥獣被害対策をはじめ避難指示解除から3年間は農地の保全管理を行うこととされている。それ以降、営農再開に向けての具体的な動きとなるが、例えば避難指示解除の5年後に農業が再開できる農地であるのかということである。12市町村それぞれの地域の耕地の状況に当然差はあり、除染については環境省、除染後の農業を再開するまでは農林水産省、経済産業省等様々な省庁が関わってくるが、畦畔や水路の復元を含めた農業を再開できる環境を実際に誰が責任を持って整えてくれるのか、地元では大変心配している。県なのか、町なのか。農地だけでなく農道、町道、国道、県道についても誰が責任を持って復旧していくのかの課題がある。

10年を迎える中、今までの10年間の経過を評価して様々な考えを持つのは大事である。それ以上に10年目を以降新たに必要となる政策、事業を広域を担う県がしっかりとつくり上げる、財源を確保する、そして地域の農業再開につなげていくとの視点が大事である。復興庁と話をすると環境省は除染をすれば終わりだが、表土を含めて荒れ果てており、すぐに農業再開ができるかといえば厳しいという。堆肥をしっかりと散布して長期にわたって土壌をよくしていかなければならない。賠償だと憂えても始まらず、新たな事業として試み、県として農地をつくり上げていく努力が求められると思う。鳥獣害防止を含めて10年目を以降これから必要となる事業を県として早い段階で見極め、新たな事業、施策を展開願う。一方で必要なくなった事業は終了してよいと思う。本県の復興に当たっての、もう一汗を願う。

次に商工労働部の取組について、商業の再開というのがその前に人が住んでいない。市町村で様々な業態の生産ができていないが、消費者がいないところに商店に戻ってきてほしいというのは無理な話である。戻って店を再開してほしいと10年間言い続けてきたのをずっと見てきた。そこに需要がなければ戻れないため、福島イノベーション・コースト構想や様々な地域の生産の活力を生む政策を進めているのである。その上で今後10年間、今の制度が柔軟に長期的に使えるのか、5年後10年後に戻った住民が活用できる補助金があるのかを被災者に伝える責任が県にはあると思う。

10年後20年後に自分はもういないと話す高齢者は多くいるが、復興は長期的に次の世代、次の次の世代へと引き継いでいくものであり、我々には次の世代へ引き継ぐ大きな責任がある。そのような視野に立って施策を進めるよう願う。

神山悦子委員

先ほどの瓜生委員の話に関連して、出荷制限の状況をホームページで確認するとコシアブラなども全域でかかっている状況である。内水面を含めた水産業もキノコも種類によって制限の地域は異なるが、モニタリング検査を継続し、放射性物質がどこで衰滅していくのかを見極めた上で基準値以下としていくことが大事である。

内水面魚種が海水魚と比較して放射性物質を排出する機能が劣っており、思ったほど早く排出できないことが分かったのも内水面水産試験場での研究の成果であり、そのような科学的な知見を踏まえた上で漁業者への支援が必要である。吉田委員からあったとおり、この10年様々な取組を行ってきたが、今後どうするのかを総括するちょうどよい機会だと思う。各部署で蓄積した知見をしっかりとまとめ、今後に生かすよう求めておく。

説明資料47ページのイノシシの捕獲状況については、生活環境部と農林水産部で進めており、記載額は対策として実際に支出した額と理解する。生活環境部ではイノシシの捕獲目標はないとのことだが、イノシシによる被害は県中地域や猪

苗代でも顕著になっており大変な状況にある。農業被害を減らすために必要な年間の捕獲目標を農林水産部として持っているか。

環境保全農業課長

県ではイノシシの管理計画を策定している。県内のイノシシの推定生息数から計算して大体1年間に2万5,000頭以上捕獲するとイノシシの生息数が減っていくとすることで捕獲に取り組んでいる。ここ数年、3万頭を超える頭数を捕獲し目標値を上回っており、生息数は減少すると推測している。また本年度は野生イノシシのCSF感染を受け、捕獲の強化を進めている。

なお、農業被害は捕獲だけでは減らず、畑に入ることを覚えたイノシシが1頭でもいれば大きな被害を受けることから、畑の周辺での捕獲を許可し、有害な個体を捕らえることにより被害を減らすほか、電気柵設置などの被害防止策を講じている。電気柵は張り方を間違えるとそこから入られてしまうことから、市町村に対する張り方の指導や市町村における専門職員の育成など総合的に被害防止に取り組んでいる。

神山悦子委員

意見である。捕獲に要するものを含め予算が不足すると思われることから、国に予算の拡充をしっかりと求め、全国で割り振った際に本県分が不足することのないよう願う。

高野光二委員

神山委員からあった事業再開と営農再開について、営農の再開については各自治体によって再開の状況が異なること、事業の再開についても警戒区域、避難地域であったところ、県内外での再開と様々とのことであった。委員長の計らいで現状についての資料を求めたい。

避難地域における事業再開に関わる官民合同チームの活動の内容等については一定程度評価したい。私の地元では、基盤整備に伴う新しい畑作の振興として担い手の法人グループが菊の栽培を始め、今年で3年目となった。1年目は官民合同チームの指導が適切であったからだと思うが、ちょうど彼岸や盆に花が咲いて販売できた。去年と今年は技術が定着していないせいか、その時期にはほとんど花が終わってしまい思うように出荷できなかった。新しい作物に挑戦して営農を再開しようとするグループに対し、官民合同チームの様々な知識と技術でぜひ的確にフォローしてほしいと思うが、どうか。

農業振興課長

営農再開の状況について市町村別に整理した資料がある。

官民合同チームの営農再開グループとして現在、福島相双復興推進機構、国、県がチームを組み、県においては各農林事務所の農業振興普及部、農業普及所の職員が現地の営農再開支援をしている。特に現場での栽培に関わる技術支援等については県の普及指導員が重点的に実施している状況であり、引き続き営農を再開した農業者に対し丁寧に支援を行っていきたい。また、福島相双復興推進機構では販売促進に関わる支援なども実施していることから生産と併せて販売についても、営農を再開した農業者に対して引き続き連携して取り組んでいきたい。

経営金融課長

商工業者の事業再開に関する資料については商工会から提供を受けている関係があることから、確認の上対応したい。

青木稔委員長

ただいま高野委員から求めがあった資料について、関係する執行部において対応願う。